



SuMi TRUST年金ニュース

(2019年11月21日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金】

財政悪化リスク相当額（特別算定方法）の行政宛手続き簡素化に伴う関係通知案のパブリックコメント募集の開始

本日（2019年11月21日）より12月20日まで、財政悪化リスク相当額の特別算定方法に係る行政宛手続きの簡素化に伴う関係通知案に関して、パブリックコメント制度に基づく意見募集が行われております。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190284&Mode=0>

1. 改正の趣旨および概要

財政悪化リスク相当額の特別算定方法に係る行政宛の手続き簡素化案（[2019年10月31日付 SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内の内容）を踏まえて、関係通知を改正するものです。

- 通知『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』

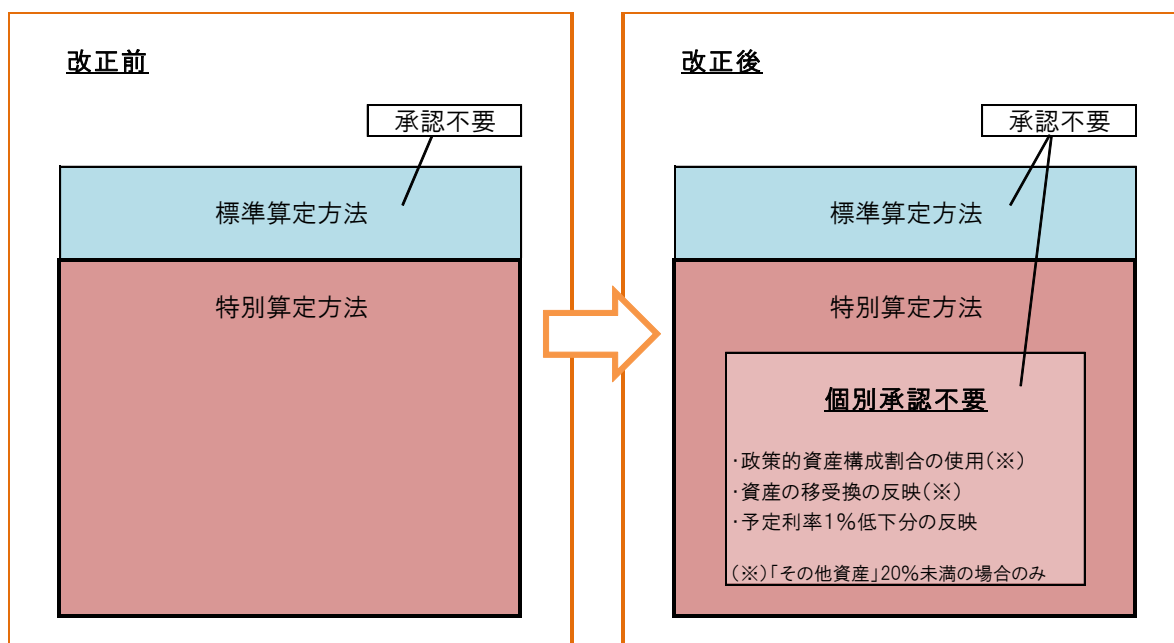
厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法に関して実務面の取扱いが示され、新たに下線部の内容が明らかにされました。

<厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法>

- ① 価格変動リスク（資産側の財政悪化リスク相当額）について、
 - (1) 現有資産の資産構成割合ではなく、政策的資産構成割合に基づき算定する方法
政策的資産構成割合の見直しを予定している場合は見直し後のものも使用可能
(いずれの場合も政策的資産構成割合における「その他資産」の割合が20%未満の場合に限る)
 - (2) 権利義務承継やDC移換、事業所追加など、積立金の額に増減が生じる場合にそれを織り込んで算定する方法
(積立金の増減勘案後における「その他資産」の割合が20%未満の場合に限る)
- ② 負債変動リスク（負債側の財政悪化リスク相当額）について、

予定利率が1%低下した場合の数理債務や責任準備金の増加額として算定する方法

<改正イメージ>



- 通知『確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて』

事業所編入時の財政悪化リスク相当額およびリスク対応掛金の算定方法を明確化するものです。

2. 改正通知の適用期日

発出日：2019年12月下旬予定

適用日：発出日（ただし、2020年3月31日以前に規約の承認および認可に係る申請を行うものについては改正前の取扱いが可能）

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-5404-3066